

法科大学院の第三者評価（適格認定）の在り方について
（意見の整理）

- ・ 以下は、法科大学院の第三者評価（適格認定）の在り方について、本検討会における意見を整理したものであり、今後、法制的、技術的な観点からの検討を更に加えることとする。

- 1 法科大学院の第三者評価（適格認定）の位置付けについて
法科大学院の第三者評価については、法科大学院における教育の質の維持・向上を図る観点から、専門職大学院（仮称）の第三者評価に関するスキーム全体の一環と位置付けることが適切であると考えられるものの、他方、法科大学院の適格認定の結果は、新司法試験の受験資格と結び付くものであることから、その法制的整備に当たっては、ミニマム・スタンダードに適合しているかどうかの認定を行うスキームを構築することが不可欠である。

法科大学院の第三者評価（適格認定）の在り方については、以下の整理を前提とし、司法制度改革推進本部事務局において関係機関との調整を図りつつ、本検討会で更に検討を加えるものとする。

- 2 法科大学院における教育の質の維持・向上を図る観点からの第三者評価基準について

法科大学院における教育の質の維持・向上を図る観点からの第三者評価基準（以下、単に「第三者評価基準」という。）については、その内容の適切さを確保するために主務大臣が関与することがあり得るとしても、最終的には第三者評価機関で定めるものとする。

第三者評価基準の規定方式は、規範的基準とその解釈指針の二段階に分け、解釈指針によって弾力的な運用を図るものとする。解釈指針においては、規範的基準の内容を具体的に明確化するほか、最低限の遵守事項、標準的な指針、努力目標を提示するプログラム規定などを組み合わせ、法科大学院の教育水準を確保しつつ、各法科大学院の自主的な取組みによって教育水準の向上を図ることを促進し支援する機能を持たせるものとする。

第三者評価機関が上記のような規範的基準や解釈指針を定めるに当たっては、その内容が司法制度改革審議会意見及び本検討会における検討内容に沿ったものでなければならぬものとし、司法制度改革推進本部事務局において関係機関との調整を図りつつ、その制度的担保の方策を検討することとする。

3 ミニмум・スタンダードについて(新司法試験の受験資格との関係)

第三者評価基準のうち、新司法試験の受験資格と結びつくミニмум・スタンダードの部分については、全国統一的な内容となることが担保されるよう法令上の位置付けを考慮するものとする。

法科大学院における教育の質の維持・向上を図る観点からの第三者評価を行う機関は全国に複数あり得るとしても、ミニмум・スタンダードに適合しているかどうかを認定する機関は、全国で1つに限ることが望ましい。

不適格認定(適格認定の取消し)の場合においては、例えば、専門職学位(仮称)の授与権限の停止、改善勧告・命令等の行政処分を行うことが可能となるよう法制的整備を検討することとする。

(注)

- ・不適格認定(適格認定の取消し)の場合において、例えば、専門職学位(仮称)の授与権限が停止されるのであれば、新司法試験の受験資格については、「専門職学位(仮称)を授与された者」と定めることも考えられる。

以上のミニмум・スタンダードに係るスキームについては、司法制度改革推進本部事務局において関係機関との調整を図りつつ、所要の立案作業を行うこととする。